

●遊遊保険 ゴルフ用品事故保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

このたびのご災難、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、ゴルフ用品の保険金請求手続きについて以下の通りご案内いたします。

なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

① ご請求手続きの流れ（一般的な流れ）

1. 「携行品・ゴルフ用品事故通知票」をご記入・ご入力の上、大成有楽不動産(株)保険部へお送りください。
2. 後日、引受幹事保険会社の損保ジャパン社より、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。
※ 2週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産(株)保険部までご連絡ください。
3. 請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、**損保ジャパン社**にご確認ください。
4. 保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。
5. 保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金が振り込まれます。

② 損保ジャパン社へご提出いただく書類

◆ 必ずご提出いただく書類

- ・golfer保険金請求書（用品損害）
- ・事故証明書 → ゴルフ場又は練習場の責任者の氏名、捺印のあるもの

【破損・汚損事故の場合】

- ・損傷品写真
- ・修理見積書または領収書

【盗難事故の場合】

- ・盗難届出証明書 → 入手できない場合は警察署の受理番号等を事故通知票に記入

◆ 必要に応じてご提出いただく書類

- ・修理不能証明書 → 修理が不可能な場合、修理業者より取付
- ・その他保険会社が必要とする書類

③ ご請求にあたってのご注意

- ・「携行品・ゴルフ用品損害通知票」は速やかにご提出ください。
- ・写真代、見積代等は保険のお支払いの対象になりません。
- ・盗難の場合、必ず警察へ「盗難」として届出し、受理番号の交付を受けてください。
※置き忘れ、紛失は保険金のお支払いの対象になりません。
- ・**免責金額（自己負担額）は契約型及び保険期間中の請求回目により変わります。**

| | 1回目 | 2回目以降 |
|-------------------------|--------|--------|
| Y1+Y11型・Y2+Y22型・Y3+Y33型 | 0円 | 3,000円 |
| Y4+Y44型・Y5+Y55型 | 3,000円 | 3,000円 |
| Y6型・Y7型・Y8型 | 0円 | 0円 |

<お問い合わせ先>

大成有楽不動産株式会社 保険部

遊遊保険担当

〒104-8330

TEL : 03-3567-9413

東京都中央区京橋3-13-1

FAX : 03-3564-0798